

平成 24 年度中野区産業経済融資制度の概要について

平成 24 年度中野区産業経済融資制度は次のとおりとする。

1 制度の主な変更内容

（1）事業資金の貸付限度額の適正化

緊急経営応援資金の実施に伴い 5,000 万円に拡大していた「事業資金」の貸付限度額を東京都の取扱基準に基づき 3,000 万円に変更する。

なお、区制度融資における 1 事業者あたりの借入残額（審査中を含む）の限度額は、これまで同様 5,000 万円とする。

（2）事業資金の借り換え対象資金の拡大

すべての産業経済融資資金を借り換え対象とする。

（3）重点業種企業に対する本人負担利率の引き下げ

重点業種として区内への誘致・集積を図る ICT・コンテンツ関連企業について、更なる利率優遇を図り「事業資金」の本人負担利率を 0.4%とする。

（4）手続きの簡素化

申込事業者の利便性の向上を図るため、「一般融資」の受付は原則として金融機関とし、あつ旋審査における面談を省略する。

2 契約利率 1.9%

3 平成 24（2012）年度 中野区産業経済融資 あつ旋の種類と内容 別添資料のとおり

平成24(2012)年度 中野区産業経済融資 あっ旋の種類と内容

(____は変更か所)

	資金の種類	主 な 申 込 要 件	資金使途	融資限度額	貸付期間 (据置期間)	本人負担利率
一般融資	事業資金	・店舗・工場・事務所等の新增改築費、機械器具等備品の購入のために必要な資金 ・商品・原材料の仕入れ、買掛金・支払手形の決済、人件費等、事業を行うための経常的に必要な資金 ・現在返済している中野区産業経済融資資金を借換えとして含めることができる(同一金融機関・同一支店の資金に限る。元金の返済を6カ月以上継続していること)	設備 運転 併用 (借換)	3,000万円	7年以内 (6カ月以内) 借換は据置無	年利 1.3%
	小規模企業 特例資金 (中野小口／全国統一保証制度 対応融資)	・小口零細企業保証制度要綱に基づき、中小企業信用保険法第2条第2項に定める小規模企業者 ※従業員20人(卸・小売(飲食)・サービス業では5人)以下の事業所を対象 ・信用保証協会付きであっ旋申込み予定の融資額を含めた融資残高が1,250万円以下になること	設備 運転 併用	1,250万円	設備7年以内 運転5年以内 併用7年以内 (各6カ月以内) 手形貸付は 1年以内 手形割引は 6カ月以内	年利 0.4%
創業融資	創業支援 資金	・中野区内でこれから創業する方、または創業して1年未満の方 ※創業する方は総経費の1/3の自己資金が必要	設備 運転 併用	1,000万円	7年以内 (1年以内)	年利 0.3%
特別融資	環境にやさしい設備資金	・公害を防止する設備を設置するための資金 ・リサイクルを推進する設備の導入や屋上緑化などの資金 ・都指定低公害車(営業用に限る)への買換えの資金 ・太陽光発電設備を設置するための資金	設備	1,000万円	7年以内 (1年以内)	年利 0.5%
	商工団体 転貸資金	・商工団体が構成員に運転資金として貸し付けるための資金	運転	3,000万円	3年6カ月以内 (6カ月以内)	年利 1.0%
	商工団体 共同資金	・商工団体が共同で設備投資するための資金	設備	5,000万円	10年以内 (6カ月以内)	年利 0.6%
	災害特別資金	・暴風、豪雨、地震等の天災等により区内の事業所が損失を受けた場合の事業の復旧のための資金及び災害による損失予防設備の設置のための資金 ・大規模災害発生時に発動する	設備 運転 併用	300万円	5年以内 (6カ月以内)	年利 0.2%
	公衆浴場 設備資金	・公衆浴場の基幹設備及び浴室等の設備改善のための資金	設備	5,000万円	15年以内 (1年以内)	年利 0.4%
	公衆浴場施設 確保資金	・確保浴場に指定された公衆浴場の新築、改修又は修繕に要する資金	設備	5,000万円	15年以内 (1年以内)	年利 0.4%

【区負担利率の上乗せによる優遇】

- 主たる事業内容がICT・コンテンツ関連の事業者に対し、「事業資金」の区負担利率を0.9%上乗せ優遇し、本人負担利率を0.4%とする。
- 環境マネジメントシステム「エコアクション21」「ISO14001」の認証を取得している事業者に対し、「事業資金」の区負担利率を0.3%上乗せ優遇し、本人負担利率を1.0%とする。
- 区で実施する省エネルギー診断に基づいて、「環境にやさしい設備資金」を利用する事業者は本人負担利率を無利子とする。